

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目9番14号
NECネットエスアイ株式会社
代表取締役執行役員社長 牛島 祐之「第92期定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」の
一部修正について

2024年5月27日付にて電子提供措置を開始いたしました「第92期定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」の記載内容の一部に修正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正いたします。

記

【修正箇所】 修正部分は太字下線にて表示しております。

1. 「第92期定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」2頁
「業務の適正を確保するための体制およびその体制の運用状況の概要」
「1. 業務の適正を確保するための体制」の記載内容

修正前	修正後
1. 業務の適正を確保するための体制 (1) ~ (5) 省略	1. 業務の適正を確保するための体制 (1) ~ (5) 省略 <u>(6) 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項</u> <u>当社は、「監査役室」を設置し、監査役の職務遂行を補助するスタッフを配置する。</u> <u>なお、監査役は当該スタッフの人事異動等について、意見を述べるができる。</u> <u>(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制</u> <u>①当社および子会社の取締役および使用人ならびに子会社の監査役は、監査役のために応じた、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。</u> <u>②経営監査部等は、その職務の内容に応じた、定期的に監査役に対する報告を行う。</u> <u>③法務コンプライアンス部は、「内部通報相談窓口（企業倫理ホットライン）」の運用状況について、定期的に監査役に対する報告を行う。</u> <u>④当社は、監査役へ報告を行った当社もしくは子会社の取締役もしくは使用人または子会社の監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。</u> <u>⑤重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供す</u>

	<p>る。</p> <p>(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制</p> <p>①監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。</p> <p>②監査役は、監査役会において、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。また、会計監査人の監査業務遂行に協力し、定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査部門である経営監査部との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。</p> <p>③監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。</p>
--	---

以 上